

職員の懲戒処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、柏原市懲戒処分の公表指針に基づき公表いたします。

1. 処分を受けた職員

男性主務 50歳代

2. 処分内容

減給10分の1 2月

3. 処分日

令和6年5月10日

4. 処分の理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため
(法令等違反及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行)

5. 事案概要

上記職員が、令和5年5月から令和6年3月にかけて、女性職員に対し、同人の意に反して、職場において手を握る、背中をつつく等の性的な言動を行い、女性職員を不快にさせるセクシャルハラスメントを行った。

なお、管理監督責任として、上記職員の事案発生時の所属長に対し、訓告処分を行った。

6. 今後の対応

これまでハラスメントに関する研修を行ってきたところではありますが、改めて研修を実施するとともに、すでに策定しているハラスメントに関する指針等を再度職員に周知を行い、ハラスメントの未然防止に努めてまいります。

問い合わせ

柏原市政策推進部人事課

072-971-5196